

水田農家の皆さんへ！

戸別所得補償制度モデル対策が4月からスタートします。

自給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・飼料用米などについて、簡単で分かりやすい助成体系の下に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、恒常的に赤字に陥っている米に対して補てんする対策をセットで行います。

自給率向上事業（水田利活用自給力向上事業）

交付単価（全国一律） 「捨て作り」には交付されません。収穫や出荷を行うことが必要です。

対 象 作 物	単価（10アール当たり）
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米（米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稲）	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物（都道府県単位で単価を設定）	10,000円程度
二毛作助成（主食用米と戦略作物または、戦略作物同士の組み合わせが対象）	15,000円

※ 戦略作物とは、麦、大豆、飼料作物、新規需要米、そば、なたね、加工用米です。

※ 麦・大豆・飼料作物及びその他作物の単価は、激変緩和措置の単価調整により変動する場合があります。

交付対象者 交付対象作物を生産する農業者・集落営農組織で、米の生産数量目標の達成にかかわらず助成。調整水田等の不作付地は助成対象外。

米のモデル事業（米戸別所得補償モデル事業）

交付単価（全国一律） 主食用米（酒造好適米、種子用米を含む）への助成です。

定 額 部 分 (10アール当たり)	15,000円 当年産米の販売価格いかんにかかわらず交付
変 動 部 分 (10アール当たり)	22年産米の販売価格が、過去3年間の平均販売価格を下回った場合に、その差額を基に算定

交付対象者 「生産数量目標の範囲内」で主食用米を生産（転作達成）した販売農家・集落営農のうち、水稻共済への加入者または21年度での出荷・販売実績がある方。

交付対象面積 主食用米の作付面積から、自家用米等分として一律10アールを差し引いた面積。

加入申し込み・支払時期

交付金を受けるためには、加入申請書、交付申請書等の提出が必要になります。交付金は、国から農業者が指定した口座に直接支払います。

加入申し込みは4月～6月、交付金の支払いは、12月～翌年3月になります。

問い合わせ先 県北・中央地域推進チーム

水田農業推進協議会

九州農政局消費・安全部地域第一課
九州農政局熊本統計・情報センター
役場農政課
JAかみましき第2営農センター

☎ 378-3176

☎ 214-9135

☎ 286-3111 内線 242

☎ 286-9250

